

平成22年第2回定例会

予算決算常任委員会 健康福祉病院分科会

説明資料

【議案補充説明資料】

- ◇ 認定第4号 平成21年度三重県病院事業決算
「決算審査意見に対する考え方について」

頁数

1

【所管事項説明資料】

- ◇ 所管事項なし

頁数

平成22年10月6日

病院事業庁

項目	頁
ア 県立病院改革について	(P 1)
イ 平成21年度決算と当面の病院運営について	(P 2)
イ-(1) 平成21年度決算と当面の病院運営について (総合医療センター)	(P 3)
イ-(2) 平成21年度決算と当面の病院運営について (こころの医療センター)	(P 4)
イ-(3) 平成21年度決算と当面の病院運営について (一志病院)	(P 5)
イ-(4) 平成21年度決算と当面の病院運営について (志摩病院)	(P 6)
ウ 未収金の回収と発生防止について	(P 7)

項目 ア	県立病院改革について	意見書 2頁
意見	<p>県立病院改革については、平成22年3月に「県立病院改革に関する基本方針」が知事から示され、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが今年度から進められている。</p> <p>病院の運営形態の変更にあたっては、健康福祉部との業務分担を明確にし、患者や地域住民に対し十分な情報提供を行い、理解を得ながら着実に進められたい。</p> <p>また、現在病院に勤務している職員に不安を与えないよう配慮されたい。</p> <p>さらに、運営形態の変更に向け、累積欠損金、過年度未収金、退職給与引当金等の財務の取り扱いについて、十分に検証し整理されたい。</p>	

1. 県立病院改革について

病院事業庁では、本年3月に決定された「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、病院機能の回復と地域医療の維持のため、健康福祉部との役割分担を明らかにした上で、連携しながら改革にかかる取組を進めているところ。

今回の改革を進めるにあたっては、患者や地域住民の皆様の御理解、御協力を得ることが不可欠であり、今後も機会を捉えて情報の提供に努めてまいります。また、職員に対しましても、経営形態の変更に伴う不安感を払拭し、安心して業務に専念できるよう、進捗状況に応じ、引き続き職員説明会を開催するなど、十分な説明を行っていくこととしています。

なお、運営形態の変更に伴う累積欠損金や退職給与引当金など財務上の取扱いにつきましては、今後、必要に応じて専門家の支援も得ながら適切に処理してまいります。

項目 イ	平成21年度決算と当面の病院運営について	意見書 2頁
意見	<p>平成23年度末までは、県営で各病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、当面の目標を設定し、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。</p> <p>また、一志病院、こころの医療センター、県立病院経営室については、今後、県から示される平成24年度以降の組織体制に基づき、早期に新たな中期経営計画を策定されたい。</p>	

1. 当面の病院運営について

病院事業庁では、平成10年度から経営健全化の取り組みを進めているところであり、過去の経営健全化計画の中においても、経営指標を設定して、経営改善を図ってきたところです。最近では、平成16年度から平成19年度については、「中期経営計画」の中で、また、平成20年度からは、「当面の運営方針」の中で、経営指標を設定し、BSCによる進捗管理等により経営健全化に取り組んでいるところです。

今後とも、「当面の運営方針」や「新たな経営計画」などの中で、適切に経営指標を設定し、健全な病院運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2. 新たな経営計画の策定について

「新たな経営計画」につきましては、平成22年度から平成24年度までの3カ年の中期計画として、平成22年3月に決定された「県立病院改革に関する基本方針」により、当面県立県営で運営されることとなっているこころの医療センター、一志病院、病院事業庁（県立病院経営室）について、策定していきたいと考えています。

なお、志摩病院にかかる指定管理者制度移行後の取組については、病院事業庁（県立病院経営室）の中で、位置付けてまいりたいと考えています。

項目 イ (1)	平成21年度決算と当面の病院運営について (総合医療センター)	意見書 3頁
意見	<p>看護基準の安定維持のため、看護スタッフの確保及び定着に努めるとともに、平成21年度から導入しているDPC（診断群分類包括評価）の適正な運用や経費削減により、収支の改善に引き続き取り組まれない。</p>	

1. 看護スタッフの確保と定着について

看護スタッフの確保については、さまざまな就職説明会の開催及び参加、院長や看護部長などによる積極的な学校訪問、潜在看護師向け再チャレンジ研修の実施などを行っています。

また、看護スタッフの定着については、新人研修プログラムの見直しやスタッフのきめ細かなメンタルフォローを充実させるなどの取り組みを実施し、離職防止に努めています。

2. 収支改善への取り組みについて

収益に関しては、診療報酬改定やDPC（診断群分類包括評価）の適正な運用を図るため、医師や看護師等を対象とした説明会を定期的を開催して、病院スタッフ全員の理解を深めるとともに、より一層の収益確保に向けた取り組みを進めています。

一方、費用については、薬品・診療材料などの各種経費の削減、フィルムレス化の推進、ジェネリック（後発）医薬品使用率の向上などに努め、引き続き病院全体で収支の改善に取り組んでまいります。

項目 イ (2)	平成21年度決算と当面の病院運営について (こころの医療センター)	意見書 3頁
意見	<p>施設基準の安定維持のため、医療スタッフの確保及び定着に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援への取り組み等を引き続き進められたい。</p>	

1. 看護スタッフの確保と定着について

人材の確保については、看護師就職説明会やホームページ等を活用した後期臨床研修医の募集、初期臨床研修医やコメディカル・看護実習生の受入を積極的に行うとともに、採用後も、専門医や指定医などの資格取得に向けた支援などを行っています。

また、人材の育成についても、ここ数年、病院の重点事業として取り組んでおり人材育成ビジョンの策定やそれに伴う人材育成プログラムの企画・立案を行うとともに人材育成研修を実施することにより、臨床力の向上に努めています。

2. より良い精神科医療サービスの提供について

引き続き、収支の健全化を図り、より良い精神科医療サービスを提供するため人材の育成・確保に努めるとともに、患者・家族の立場に立った提供体制の見直しを行い、精神科救急患者への対応や、患者の早期社会復帰支援、各種相談支援援助に引き続き努めてまいります。

項目 イ (3)	平成21年度決算と当面の病院運営について (一志病院)	意見書 3頁
意見	<p>家庭医療を行う医師（家庭医療医）の育成を図るとともに、訪問診療の充実など、地域の医療ニーズに引き続き対応されたい。</p>	

1. 家庭医療を行う医師の育成について

当院では、平成19年度から三重大学医学部と連携し、研修医や医学生を対象に、当院の医療現場をフィールドとした研修を行うことにより、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防など幅広い診療能力を有する医師（家庭医）の育成に取り組んでいます。医療が高度化、専門化する一方で、総合的な診療（家庭医療）の必要性が高まってきていることから、今後も家庭医の育成に引き続き取り組んでまいります。

2. 地域の医療ニーズへの対応について

当院が診療圏とする津市西部地域は、過疎化、高齢化の進展が著しく、こうした地域で最も必要とされる総合的な診療（家庭医療）に引き続き取り組むとともに、地域において強い要望がある在宅での療養を支援するため、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等にも積極的に取り組んでまいります。

項目 イ (4)	平成21年度決算と当面の病院運営について (志摩病院)	意見書 3頁
意見	<p>医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受入体制の縮小などが表面化していることから、健康福祉部と十分な連携を図りながら医師を確保し、診療体制を維持されたい。</p>	

1. 診療体制の維持について

医師確保対策として、三重大学への依頼を重ねるとともに、過去に在籍した医師や志摩地域出身医師への働きかけ、医師募集サイトへの掲載などの実施、また、環境整備としての地域手当支給率の加算や、医師公舎の確保などに取り組んでいるところです。

今後も、健康福祉部、三重大学など関係機関とより一層の連携を図りながら、医師確保・定着及び診療体制維持に努めていきます。

項目 ウ	未収金の回収と発生防止について	意見書 5頁
意見	<p>平成21年度末における診療費自己負担金の過年度収入未済額が、4病院合計で1億8,854万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成21年度中に約2,100万円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取り組みを進められたい。</p> <p>また、平成21年度においては、約2,700万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取り組みを継続されたい。</p>	

1. 未収金の回収と発生防止について

過年度の未収金となつてからの回収は困難さが増すため、今後も、発生防止及び発生直後の対応に最大限注力するとともに、様々な回収対策により未収金の回収に努めてまいります。

なお、未収金発生防止に向けた取り組みとしては次のような対応を進めてまいります。

(1) 発生防止対策

- ①「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期の相談の呼びかけを行います。
- ②診療部や患者相談窓口など病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行います。
- ③入院病棟職員と会計職員との連携促進などを通じて、病院内の情報共有を図ります。

(2) 回収対策

- ①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行います。
- ②理由無く支払わないものについては支払督促をはじめとする法的措置を行います。
(※21年度は86件、1,351万円について法的措置を実施)
- ③特に回収が困難な債権に対する対応を強化するため、弁護士法人へ回収業務を委託しています。
(※21年度は132件、総額2,775万円余りを委託)